大阪地方検察庁検察官

平成28年検第19089・19090・19092・19093・19515号常習賭博被告事件（平成28年領第8618号）

1．現金5,936,221円。2．ゆうちょダイレクト利用者カード控え１枚。3．キャッシュカード等在中のカードケース１冊。4．金庫１台。5．封筒18通。6．ハードディスク２個。7．タイムカード等１束。8．優待チケット１式。9．優待チケット３枚。10．優待チケット３束。11．ビニールケース１個。12．ワンタイムパスワード１個。13．会員カード４枚。14．会員カード１束。15．ノートパソコン９台。16．ウエストポーチ１個。17．デスクトップ型パソコン14台。18．ＵＳＢ２本。19．ノート２冊。20．メモ紙２束。21．メモ紙４枚。22．会員カード等在中のカードケース１冊。23．メモ用紙３枚。24．ケース入りゴム印５本。25．ご優待チケット、会員カード８束。26．レシート等１束。27．多数の領収書等在中の封筒１枚。28．ファイル１冊。29．請求書２枚。30．店内図２枚。31．カラビナ付鍵束１束。32．タイムカード１束。33．メモ帳１束。34．メモ帳３冊。35．封筒１束。36．ディスプレイ13台。37．マウス１台。38．発注書１式。39．防犯カメラ一式。40．防犯カメラ５台。41．携帯電話機１台

神戸地方検察庁検察官

平成30年検第284～288号住居侵入、窃盗、窃盗未遂被疑事件（平成30年領第438号）　1．財布４個。2．現金3,700円。3．ネックレス３本。4．ブレスレット１個。5．時計１個。6．ショルダーバッグ１個。7．ハンドバッグ１個。8．布袋１個

大津地方検察庁検察官

平成30年検第606号死体遺棄被疑事件（平成30年領第396号）　1．骨壺１個。2．骨壺の化粧箱の蓋１個。3．骨壺の蓋１枚。4．人骨27ｇ

福岡区検察庁検察官

平成29年検第6391～6393号常習賭博被告事件（平成30年領第286号）　1．鍵３束。2．鍵４本。3．金属製鍵箱１箱。4．鍵箱１箱。5．回胴式遊技機21台。6．フルーツゲーム機４台。7．ポーカーゲーム機９台。8．茶封筒５枚。9．黒色財布１個。10．現金1,000円。11．現金700円。12．現金360,000円。13．現金20,000円。14．現金729,000円。15．現金18,000円。16．現金160,000円。17．現金600,000円

工場財団

茨城県猿島郡境町大字下小橋867番地８**大丸鉄興株式会社**の工場財団に茨城県猿島郡境町大字下小橋867番地８大丸鉄興株式会社境工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年５月14日

水戸地方法務局下妻支局

有権者申出方

元当局所属公証人野島香苗の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成30年５月14日　福岡法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成30年５月７日から２週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成30年５月14日

福島地方法務局長　髙橋　　誠

記

氏名　武藤　行典

所属する司法書士会　福島県司法書士会

登録番号　福島第385号

事務所の所在地　いわき市平谷川瀬一丁目１番地の７

違反行為　本人確認及び登記申請意思確認義務違反

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年５月14日

小田原税務署長　真壁　正利

届出した者　ファントム・プロジェクト・インク

事務所等の名称　ファントム・プロジェクト・インク

事務所等の所在地　神奈川県小田原市国府津2795番地の１

責任者の氏名　細谷　　肇

証明書の有効期限　平成30年12月３日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年５月14日

仙台北税務署長　齋藤　　裕

届出した者　名取　荘夫

事務所等の名称　名取　荘夫

事務所等の所在地　宮城県仙台市泉区桂２丁目５－１

責任者の氏名　名取　荘夫

証明書の有効期限　平成33年９月６日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年５月14日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年４月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小城組　代表取締役　小城　優佳　大阪府大阪市此花区伝法３－６－27　国土交通大臣許可（特－26）第19602号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建設業に係る営業の全て

⑵　期間

平成30年５月15日から平成30年５月21日までの７日間

4　処分の原因となった事実　㈱小城組の元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注加工費を計上する方法によりその所得を秘匿した上、平成26年５月１日から平成27年４月30日まで及び平成27年５月１日から平成28年４月30日までの各事業年度において、虚偽の法人税及び地方法人税確定申告書を提出し、同社の法人税及び地方法人税を免れた。これにより、平成30年１月25日に大阪地方裁判所において、同社の元代表取締役は法人税法及び地方法人税法違反により懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、同社は法人税法及び地方法人税法違反により罰金900万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第１３８号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市役所

申立人　神戸市

本籍香川県高松市牟礼町牟礼1486番地、最後の住所神戸市中央区山本通３丁目18番26号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成27年11月15日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和37年５月７日、職業不明

被相続人　亡　山田　徳幸

神戸市中央区多聞通２丁目４番４号　ブックローン神戸ビル東館７階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀井　尚也

神戸家庭裁判所

平成３０年（家）第１９６号

神戸市須磨区大手町４丁目１番１号

申立人　赤浦合名会社

本籍大阪府大阪市中央区南船場４丁目４番地、最後の住所神戸市兵庫区小河通５丁目１番20号赤浦マンション302、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成30年１月２日、出生の場所大阪市旭区、出生年月日昭和21年12月14日、職業無職

被相続人　亡　阪上　浩司

事務所神戸市中央区御幸通６丁目１番20号ＧＥＥＴＥＸ　ＡＳＣＥＮＴ　ＢＬＤＧ７階

神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　知之

神戸家庭裁判所